

「検索技術者検定試験実施委員会」運営内規

(総則)

1. 本委員会は、検索技術者検定試験実施委員会（略称 試験実施委員会）と称する。
2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(目的と機能)

3. 本委員会は、検索技術者に必要とされる知識・技能を、そのレベルに応じて客観的に認定し、その能力に対する社会的認識を高めることを目的とする。

本委員会は、以下のことを行う。

- 1) 試験の概要および試験要項の検討・作成・周知
- 2) 試験問題の作成および採点の分科会設置
- 3) その他必要な分科会の設置
- 4) 試験の合否判定
- 5) その他試験に関する企画・運営・管理等

(委員会の構成)

4. 委員会は原則として、委員長1名、副委員長1名、委員若干名および担当理事をもって構成する。

(委員等の選任および委嘱)

5. 第2項による。

(委員等の任期)

6. 第2項による。

(委員長等の職務)

7. 第2項による。

(会議)

8. 必要に応じて開催する。

(附則)

1. 本内規は、1985年(昭和60年)7月24日の「データベース検索技術者認定試験実施委員会において確認されたものである。同日付をもって、「情報検索資格制度（仮称）検討委員会」を廃止し、同委員会委員は、そのまま本委員会委員に委嘱されたものとする。
2. 本内規は、1996年(平成8年)7月9日「情報検索基礎能力試験実施委員会」において確認されたものである。
3. 本内規は、1996年(平成8年)10月17日理事会において承認されたものである。
4. 本内規は、2016年(平成28年)7月25日「検索技術者検定試験実施委員会」において確認されたものである。
5. 本内規は2016年11月16日理事会にて承認されたものである。

6. 本内規は、2019（令和元）年7月2日 CBT プロジェクトチームにおいて確認された後、試験実施委員会で確認されたものである。
7. 本内規および本内規別紙は2019（令和元）年7月10日理事会にて承認されたものである。